* 平成28年4月1日以降の傷病手当金の支給額算定に使用してください。(請求書への添付は不要)

支給日額算定の経過

- ●平成27年9月30日以前(手当率制)···『給料日額』×1.25×2/3
- ●平成27年10月1日~平成28年3月31日(標準報酬制)…『支給対象月』の標準報酬月額×1/22×2/3
- ●平成28年4月1日以降(標準報酬制)···『支給開始日の属する月以前の直近の継続した12ヵ月の標準報酬月額を平均した額』×1/22×2/3

平成28年4月1日以降の支給日額は、支給開始日の属する月以前の12ヵ月の平均額で固定となります。 支給開始日に決定した支給日額が変更されることはないので、毎月算定する必要はありません。 (標準報酬月額が変動しても、傷病手当金の支給日額は変更されません。)

支給開始日の属する月以前の継続した組合員期間が12月以上

(1)支給開始日が平成28年9月以降

(H28.8以前は(2)または(3)を使用してください)

		年月	標準報酬月額(円)		
	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
	11				
	12				平均標準報酬日額
		計	0	÷12÷22=	0
,		•		•	(10円未満四捨五人)
					→請求書(A)欄に

【入力例】支給開始月が平成29年4月の場合

	年月	標準報酬月額(円)	
1	H29.4	360,000 ¹	土絵開始日の屋まる日の標準
2	H29.3	360,000	支給開始日の属する月の標準
3	H29.2	360,000	報酬月額
4	H29.1	360,000	
5	H28.12	360,000	
6	H28.11	360,000	直近の継続した期間の標準報酬
7	H28.10	360,000	月額を入力
8	H28.9	360,000	
9	H28.8	410,000	
10	H28.7	410,000	
11	H28.6	410,000	
12	H28.5	410,000	_平均標準報酬日額_
	計	4,520,000	÷12÷22= 17,120 円
			(10円未満四捨五入)

→請求書(A)欄に転記

